

後発医薬品使用体制加算の指標の見直し

骨子【IV-1 (1)】

第1 基本的な考え方

後発医薬品の更なる使用促進を図る観点から、後発医薬品使用体制加算の施設基準の見直しを行う。

第2 具体的な内容

後発医薬品使用体制加算における、後発医薬品の割合に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で示された新指標を用いるとともに、後発医薬品使用率の向上に伴う基準の見直しを行う。

現 行	改定案
【後発医薬品使用体制加算】 (新設)	【後発医薬品使用体制加算】
後発医薬品使用体制加算 1 35点	後発医薬品使用体制加算 1 42点(新)
後発医薬品使用体制加算 2 28点	後発医薬品使用体制加算 2 35点
	後発医薬品使用体制加算 3 28点
[施設基準]	[施設基準]
① 当該保険医療機関における全ての医薬品の採用品目数のうち、後発医薬品の採用品目数の割合が、後発医薬品使用体制加算 1 にあつては 30%以上、後発医薬品使用体制加算 2 にあつては 20%以上 30%未満	① 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量(以下「規格単位数量」)

<p>であること。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>という。)に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が、<u>後発医薬品使用体制加算1にあつては70%以上、後発医薬品使用体制加算2にあつては60%以上70%未満、後発医薬品使用体制加算3にあつては50%以上60%未満であること。</u></p> <p>② <u>当該保険医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が50%以上であること。</u></p>
----------------------------------	--